# 令和6年度 重要事項説明書

保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

# 1. 施設運営主体

事	業	者	の	名	称	株式会社プラス
代	表	者	ž	氏	名	篠田 英也
法	人	の	所	在	地	静岡県磐田市上本郷 1013-6
法	人(	の冒		番	号	0538-86-5566

# 2. 利用施設

施	設	の	種	類	保育所
施	設	の	名	称	ハッピー第四保育園
所		在		地	燕市井土巻 5-121
電	話		番	号	0256-64-8211
管	理		者	名	園長 森井 裕美子
					0歳児 3号 3名
利月	用定員	( 1	年齢別	])	1 歳児 3 号 4 名
					2歳児 3号 5名
自	己評	価	の概	要	職員による保育内容等の自己評価を定期的に実施しています。
職員	職員への研修の実施状況			犬況	内部研修年2回、外部研修年2回実施
認	可	年	月	日	2019年 4月 1日
事	業	所	番	号	1521307100010

# 3. 施設の目的・運営方針

3	理	念	心豊かに・思いやりのある・優しい子 に育てる

# 4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	739 m <sup>2</sup>		
	遠庭	90 平米		
建物	構造	木造		
	延べ面積	92. 74 m <sup>2</sup>		
施設の内容	乳児室	9. 98 m <sup>2</sup>	保育室	16. 56 m²
	ほふく室	26. 75 <b>m</b> ²	遊戱室	室
	調理室	1室	幼児用トイレ	1室
	調乳室	室		
設備の種類	冷暖房、駐車	場完備、防犯カメラ、	AED 設置	
その他				

#### 5. 職員体制 2024年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人	0人
保育士		5人	人 0
調理員		0人	1人
栄養士	園児の栄養指導及び管理	0人	1人
事務員		人0	1人

#### 6. 保育を提供する日

開	園 日		月曜日から金曜日
開	園 時 間 午前7時30分から午後6時30分		
休	園 日 日曜日、12月29日~1月3日		
そ	の 他 お盆、年度末、年度始め、土曜・祝日保育に関しては希望保育とする		

## 7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時30分
		午後4時30分から午後6時30分

<sup>\*</sup>上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。 延長保育の利用にあたっては、お支払いただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

#### 8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育の提供 園庭でたくさん遊ぶ

#### 9. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法:自園調理
- ② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	

③ アレルギー対応状況

除去食の提供は無

④ その他衛生管理等

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

#### 10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いただきます。 保育料の納入は口座振替をご利用ください(口座引き落とし日は毎月15日)。

② 延長保育に係る利用者負担

1 時間 300 円

- •午前7時30分から午前8時30分
- 午後4時30分から午後6時30分
- ③ 連絡ノート代

1冊180円

保育園での様子や、気づいたこと、お知らせなどがある際記入をし、保護者へお渡しします。

# 11. 利用の開始について

当園では、燕市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が3歳児となり、連携施設等へ入園したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

#### 13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

## ① 内科

医療機関の名称	医療法人社団 小児科こでらクリニック
医院長名又は医師名	理事長 古寺 利彰
所 在 地	燕市佐渡 242 番地 1
電話	0256-63-4159

#### 2 歯科

医療機関の名称	さとう歯科クリニック
医院長名又は医師名	佐藤 俊弘
所 在 地	燕市井土巻5丁目33番地
電話	0256-62-4422

#### 14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、安全	別途に定める、安全管理マニュアルに記載			
避難訓練	地震・火災を想定した避難訓練を月1回実施				
防災設備	自動火災報知機	誘導灯			
	ガス漏れ報知器				
	非常用電源				
避難場所	第一:園庭 第二	.: 従業員駐車場			

## 16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

① 虐待防止マニュアルの作成、運用

# 17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
保険の種類	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保険金額	(身体) 1億 (財物) 1千万

# 18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	青野 友理子
受付責任者	森井 裕美子
利用時間	午前9時30分~午後6時30分
連絡先	電話 0538-86-5566
	FAX 0538-86-5567
受付方法	電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

## 19. 個人情報の保護に関する基本方針

個人情報取扱い承諾書を提出していただきます。 なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

## 20. 当園におけるその他の留意事項

# 重要事項説明書についての同意書

令和	年	月	日					
当屋	園における保育	育の提供を	-開始するにあ	たり、本書配	面に基づき重	要事項の説明	を行いまし	.t <u>-</u> .
	施設名説明者		-第四保育園 森井裕美子					
私は、		づいてハッ	, ピー第四保育	園の利用にも	あたっての重	要事項の説明	を受け、同	意しま
	保護者住所							
	保護者氏名							
	児童との続	丙						
	児童名							
	児童名							
	児童名							